

(平成23年1月19日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認群馬地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
厚生年金関係	8 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間③に係る標準報酬月額記録については、申立期間③のうち、平成12年1月1日から14年6月1日までは32万円、同年7月1日から同年11月1日までは20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年11月20日から平成3年11月1日まで
② 平成3年11月1日から5年8月1日まで
③ 平成7年10月1日から14年11月13日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の報酬月額よりも低額になっている。申立期間の標準報酬月額について正しく訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③について、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立期間③のうち、平成12年1月から14年5月までは、申立人の所在地を管轄している町役場が保管している12年、13年及び14年分の課税証明書において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、32万円、14年7月から同年10月までは、14年分の同課税証明書において確認できる報酬月額及び

保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、平成14年6月1日から同年7月1日までは、申立人は休職しているため、あっせんの対象とはならない。

また、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は既に閉鎖しており、元事業主からも証言を得られないことから、厚生年金保険料を納付したか否かは不明であるが、平成7年4月以降に被保険者資格を取得し、事業主により社会保険事務所（当時）に届出された標準報酬月額が9万8,000円と記録されている従業員22人のうちの複数の元従業員は「実際には、社会保険事務所に届出された標準報酬月額の2倍以上の給与を支給されていた。」と証言しており、多数の従業員について、支給された給与額に見合う標準報酬月額に比較して、オンライン記録の標準報酬月額が低く記録されていると推認できる上、前述の課税証明書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、実際の報酬額に見合う標準報酬月額を社会保険事務所に届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 一方、申立期間③のうち、平成7年10月1日から12年1月1日までの期間について、申立人は「平成12年以降においては、社会保険事務所に届出された標準報酬月額ではなく、実際の給与額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できるのであれば、それ以前の期間についても同様であるはずだ。」と申し立てている。

しかしながら、申立人及び同僚は、当該期間に係る保険料控除を確認できる給与明細書等の資料を保有していない上、当該事業所は既に閉鎖しており、元事業主からも証言を得られないことから、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、前述の従業員22人のうちの2人が保有している給与明細書により、当該2人については、事業主が社会保険事務所に届出した標準報酬月額9万8,000円に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていることが確認できることから、他の20人についても標準報酬月額9万8,000円に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていることが推認できる。

さらに、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録では、当該期間に係る標準報酬月額について、遡って記録訂正が行

われた形跡は無く、不自然さは見当たらない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 3 また、申立期間①について、申立人は「標準報酬月額がそれまでの26万円から13万4,000円に減額されているが、実際に支給されていた報酬月額は26万円以上であり、その報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたはずである。」、また、申立期間②について、「標準報酬月額がそれまでの13万4,000円から22万円に増額となっているが、実際に支給されていた報酬月額は30万円以上であり、その報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたはずである。」と申し立てている。

しかしながら、当該事業所は既に閉鎖しており、元事業主からも証言を得られない上、両申立期間当時、申立人と一緒に勤務していた同僚8人から保険料控除等について明確な証言が得られないことに加えて、申立人を含めた9人全員が給与明細書等の保険料控除額が分かる資料を保有していないことから、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、両申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成14年1月1日から同年8月31日までの期間について、標準報酬月額16万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を16万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年8月21日から14年8月31日まで
ねんきん定期便により、A社に勤務した期間の標準報酬月額が実際の報酬月額よりも低額になっていることが判明した。申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人の申立期間に係る銀行取引一覧表の写しにより確認できる給与手取額及び平成14年分町県民税課税証明書により確認できる給与収入金額から、16万円以上の報酬月額であったことが確認でき、申立人に係る当該町県民税課税証明書において確認できる社会保険料控除額により、14年1月から同年7月までの期間について標準報酬月額16万円に基づく厚

生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間のうち、平成 14 年 1 月から同年 7 月までの標準報酬月額については、16 万円とすることが妥当である。

なお、申立期間における申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の事業主は死亡している上、当該事業所は、平成 21 年 12 月に事業譲渡を行い、その運営から離脱しており、同事業所における最後の事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成 13 年 8 月 21 日から 14 年 1 月 1 日までの期間については、13 年分町県民税課税証明書を取得できない上、A 社は既に適用事業所ではなくなっていることから、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日まで
② 昭和 30 年 8 月 11 日から 34 年 8 月 1 日まで

申立期間について、A社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無い。勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の具体的な申述内容及び複数の同僚の証言により、申立人がA社に勤務していたことは推認できるものの、同社は、既に適用事業所ではなくなっており、事業主も死亡していることから、申立人の当該期間に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

また、申立人と同じ業務に従事していた複数の同僚は「当該事業所では、一定の試用期間が設けられており、その間は厚生年金保険を含む社会保険に加入させていなかった。」と証言している上、オンライン記録により、当該複数の同僚の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、入社日の2か月ないし7か月後となっていることが確認できることから、当該事業所の事業主は、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかった事情がうかがえる。

さらに、申立期間②について、申立人は「当該事業所において、昭和30年7月1日に退職し、同年8月11日に再入社してからは34年8月1日まで勤務しており、給与から厚生年金保険料も控除されていた。」と申述しているが、オンライン記録により、申立人と同様に昭和30年7月1日に当該事業所における厚生年金保険被保険者資格を喪失している同僚4人のうち、3人については、同事業所における同日以後の勤務が推認でき

るものの、厚生年金保険の被保険者としての記録が無いことが確認できることから、同事業所は、一時期において従業員の全てを厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったものと考えられる。

このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
平成 6 年 3 月 7 日から 8 年 6 月 21 日まで A 社に勤務した期間のうち、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間について、給与から厚生年金保険料を控除されていることが賃金台帳により確認できるので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言により、申立人が申立期間において A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は「当該事業所の賃金台帳により、平成 7 年 10 月から 8 年 7 月までの給与から厚生年金保険料を控除されており、保険料が翌月控除であれば 7 年 9 月についても厚生年金保険の被保険者期間になるはずである。」と申述しているものの、当該事業所及び当時の経理担当者は「申立人は、平成 6 年 3 月から 8 年 6 月まで B 職として勤務していた。当初、B 職は厚生年金保険の適用外であったが、7 年 10 月 1 日から全員を加入させることになった。保険料は当月控除であったので、同年 10 月分の申立人の給与から保険料を控除した。退職月分の給与である 8 年 7 月分から保険料を控除したのは誤りである。」と証言している。

また、当該事業所から提出された申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」には、被保険者資格取得日が平成 7 年 10 月 1 日と記載されており、同事業所のオンライン記録においても、同年 10 月 1 日に従業員 370 人がまとめて厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 11 月 1 日から 17 年 7 月 1 日まで

A社の役員であったときの報酬月額は 44 万円であったが、標準報酬月額が 26 万円になっている。申立期間の標準報酬月額について、正しく記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

しかしながら、申立期間のうち、平成 16 年 11 月から 17 年 1 月までの期間については、申立人から提出された当該期間に係る給与明細書によると、当該期間の報酬月額は 44 万円であり、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額も 44 万円であることが確認できるものの、申立人から提出された預金取引履歴明細表によると、当該期間における実際の給与振込額は 20 万円（報酬月額としては、26 万円程度あるいはそれ以下であると推認される。）であることが確認でき、給与振込額からは前述の給与明細書に記載された報酬月額や厚生年金保険料控除額をうかがうことができない。

また、A社は既に適用事業所でなくなっており、事業主も死亡していることから、申立人の当該期間の報酬月額及び保険料控除額について、確認

することができない。

このほか、当該期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

一方、申立期間のうち、平成 17 年 2 月から同年 6 月までの期間については、当該期間に係る給与明細書の差引支給額及び預金取引履歴明細表における給与の振込額が同額であり、給与明細書に記載された厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（26 万円）は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる上、厚生年金基金及び健康保険組合における当該期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額（26 万円）と同額であることが確認できることから、特例法によるあっせんの対象とならず、記録訂正を行うことはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 20 年 2 月から 22 年 3 月 10 日まで
② 昭和 24 年 7 月 31 日から同年 10 月まで

A社に昭和 20 年 2 月から 24 年 10 月まで勤務したが、国の記録では厚生年金保険被保険者の資格取得日が 22 年 3 月 10 日、資格喪失日が 24 年 7 月 31 日となっている。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務していたと申述している。

しかしながら、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間において、申立人の氏名は見当たらず、健康保険整理番号に欠番も無く、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿においても、申立人の氏名は確認できない上、同僚からも申立人の申立期間に係る勤務実態について証言を得ることができない。

また、当該事業所は「当時のことを知る社員もおらず、また、資料も無いことから、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できない。」と回答しており、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和23年1月21日から31年3月9日まで
社会保険事務所(当時)に年金の受給手続に行ったところ、申立期間について、脱退手当金が支払われているとの説明だった。脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿のうち、脱退手当金の受給資格がある女性被保険者の中で、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和31年3月9日の前後3年以内に資格喪失した者11人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、支給記録が確認できた9人のうち7人について、資格喪失日から3か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者期間に係る被保険者記号番号は、申立期間と申立期間後では別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月 1 日から 40 年 10 月 26 日まで
年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金が支給済みとされていることを知った。脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所の申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和41年4月21日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者期間に係る被保険者記号番号は、申立期間と申立期間後では別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である上、申立期間において労務管理関係の事務を請け負っていた者は「脱退手当金の請求手続については、会社から依頼を受けて行っていた。」と証言していることを踏まえると、申立人においても事業主による代理請求が行われていた可能性が高い。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 6 月 22 日から 38 年 2 月 1 日まで
日本年金機構から送付された脱退手当金に係る厚生年金加入記録のはがきを見て、申立期間について脱退手当金が支給済みと記録されていることを初めて知った。脱退手当金を受給した記憶は無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後である昭和 38 年 3 月 26 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人は、申立期間前の 4 年を超える A 共済組合の組合員期間については退職一時金を受給しており、申立期間の脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年1月18日から23年7月3日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の記録を照会したところ、申立期間について脱退手当金が支払済みであるとの回答を受けた。脱退手当金を受けてはいないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金については、申立期間に係る事業所の厚生年金保険被保険者資格喪失日から19日後の昭和23年7月22日に支給決定されており、当時は通算年金制度創設前であり、申立期間に係る事業所の同僚は「退職後に、会社から手紙が届き、脱退手当金が出ると書いてあったので、会社に受け取りに行った。」と証言していることを踏まえると、事業主による代理請求が行われた可能性が高い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者期間に係る被保険者記号番号は、申立期間と申立期間後では別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。